

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 1 月 17 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600058号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600035号

第1 結論

請求者のA社における平成9年4月1日から平成10年12月29日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成9年4月から同年9月までの標準報酬月額を17万円から32万円に、同年10月から同年12月までの標準報酬月額を17万円から34万円に、平成10年1月から同年6月までの標準報酬月額を17万円から28万円に、同年7月から同年11月までの標準報酬月額を17万円から34万円に訂正する。

平成9年4月から平成10年11月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年4月1日から平成10年12月29日まで
A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低く記録されている。
調査の上、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間の標準報酬月額は、当初、平成9年4月から同年9月までは32万円、同年10月から同年12月までは34万円、平成10年1月から同年6月までは28万円、同年7月から同年11月までは34万円と記録されていたところ、請求者がA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年12月29日より後の平成11年5月19日付けで、平成9年4月1日に遡って17万円に引き下げられていることが確認できる。

また、請求期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できるほかの9名の標準報酬月額についても、請求者と同様に平成11年5月19日付けで、遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、日本年金機構から提出されたA社に係る滞納処分票の写し及び不納欠損決

議書の写しによると、前述の遡及訂正処理が行われた当時、同社は厚生年金保険料等を滞納しており、社会保険事務所（当時）と滞納保険料等の解消に向けた協議を重ねていたことが確認できるところ、請求期間当時の事業主は、「滞納している保険料があったので、時期は覚えていないが、従業員の標準報酬月額を遡及して引き下げる届出を社会保険事務所に対して行った。」旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 11 年 5 月 19 日付けで行われた遡及訂正処理は、事実に即したものとは考え難く、請求者について平成 9 年 4 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理が有効な記録訂正であったとは認められない。

以上のことから、請求者の請求期間の標準報酬月額は、平成 9 年 4 月から同年 9 月までは 32 万円に、同年 10 月から同年 12 月までは 34 万円に、平成 10 年 1 月から同年 6 月までは 28 万円に、同年 7 月から同年 11 月までは 34 万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600056号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600034号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社B工場における標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年9月9日から昭和52年4月8日まで
② 昭和54年10月1日から同年12月29日まで

私は、請求期間①及び②において、A社B工場に季節従業員として勤務し、約20万円の給与の支給を受けていたと記憶しているが、厚生年金保険の標準報酬月額が給与支給額より低額となっているので、請求期間①及び②について標準報酬月額を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求期間①については、請求者と同じ昭和51年9月に厚生年金保険被保険者資格を取得している285名の請求期間①に係る標準報酬月額は、全員が請求者と同じ10万4,000円であること、また、請求期間②については、請求者と同じ昭和54年10月に当該被保険者資格を取得し、その後1年以内に資格を喪失している46名の請求期間②に係る標準報酬月額は、全員が請求者と同じ15万円であることから、請求期間①及び②において、請求者の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

また、前述の被保険者名簿において、請求者の請求期間①及び②に係る標準報酬月額の記載内容に不備は無くオンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額が見直された形跡はない。

さらに、前述の昭和51年9月又は昭和54年10月に厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち回答のあった複数の者は、自身の請求期間①又は②に係る標準報酬月額について、「給与支給額と合っていると思う。」旨陳述している上、企業年金連合会から提供された請求者のC厚生年金基金に係る記録によると、請求者の請求期間①及び②における報酬給与額は、前述の被保険者名簿及びオンライン記録の標準報酬

酬月額と一致する。

加えて、A社の社会保険事務担当者は、「請求期間①及び②当時の賃金台帳等の資料が残っていないため、請求者の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額は不明であるが、それぞれの期間の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料を控除していたと思われる。」旨陳述している。

このほか、請求期間①及び②について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。